

堺市製造所・貯蔵所・取扱所の定期点検等に関する指導指針

1 目的

この指針は、製造所、貯蔵所、又は取扱所（以下「製造所等」という。）の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）が、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 の規定に基づき行う点検及び自主的に行う点検に関して必要な事項を定めることにより、製造所等の適正な維持管理に資することを目的とする。

2 点検の種別

点検種別は、「日常点検」、「定期自主点検」及び「法定点検」とし、次に示す危険物施設等の区分ごとの別図（フロー図）により実施すること。

- 別図 1 製造所
- 別図 2 屋内貯蔵所
- 別図 3 屋外タンク貯蔵所
- 別図 4 屋内タンク貯蔵所
- 別図 5 地下タンク貯蔵所
- 別図 6 簡易タンク貯蔵所
- 別図 7 移動タンク貯蔵所
- 別図 8 屋外貯蔵所
- 別図 9 給油取扱所
- 別図 10 販売取扱所
- 別図 11 移送取扱所（特定移送取扱所は除く。）
- 別図 12 一般取扱所
- 別図 13 地下貯蔵タンク・FRP 外殻
- 別図 14 地下埋設配管

3 点検内容

- (1) 日常点検とは、法第 10 条第 3 項に規定する貯蔵及び取扱いの基準、法第 16 条に規定する運搬の基準及び法第 16 条の 2 に規定する移送の基準への適合状況を確認するとともに、製造所等における設備・機器等の適切な維持管理状況及び安全管理体制を確認するため、所有者等が自主的に行う点検をいう。
- (2) 定期自主点検とは、製造所等の位置、構造及び設備の法第 10 条第 4 項の技術上の基準への適合状況を確認するため、所有者等が自主的に行う点検をいう。
- (3) 法定点検とは、法第 14 条の 3 の 2 の規定に基づき、所有者等が定期的に行う点検をいう。

4 日常点検実施基準

(1) 点検を必要とする製造所等

日常点検を必要とする製造所等は、法第 11 条の規定により完成検査を受けたすべての製造所等とする。

ただし、堺市危険物規制規則（平成 20 年規則第 133 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく届出がなされた製造所等及び市長が同条第 4 項各号に掲げる確認又は承認をした製造所等（以下「休止施設」という。）は、日常点検を行わないことができるものとする。

(2) 点検基準等

ア 点検者

原則、当該製造所等で危険物の取扱作業に従事している者であって、危険物取扱者免状を取得している者を充てることが望ましいものとする。

イ 点検項目

点検項目は、次に掲げる製造所等に共通する項目を基本とし、製造所等の構造・設備等に応じた点検項目を定め、別表 1 「製造所等日常点検記録表」に記載すること。

<全ての製造所等に共通する項目>

- (ア) 許可品名、数量の厳守
- (イ) 火気の使用制限
- (ウ) 出入の制限
- (エ) 整理清掃
- (オ) 貯留設備又は油分離装置の適正な維持
- (カ) 危険物のくず、かす等の適正な処置
- (キ) 危険物の性質に応じた斜光又は換気
- (ク) 使用機器の適正な管理（温度・湿度・圧力等）
- (ケ) 危険物の漏れ、あふれ又は飛散の有無
- (コ) 危険物の変質・異物の混入防止
- (サ) 補修作業時の安全確保（補修機器内の危険物完全除去等）
- (シ) 貯蔵、取扱う容器の破損又は腐食等の有無
- (ス) 容器を転倒、落下させるなどの粗暴な取扱い行為の有無
- (セ) 火花を発する機器等の使用制限
- (ソ) 接地導線の断線、損傷又は取付け部のゆるみの有無
- (タ) 危険物の性状に応じた適切な貯蔵又は取扱い状況
- (チ) タンクの計量口や元弁、注入口の弁又は蓋の未使用時の閉鎖状況
- (ツ) 危険物取扱者の作業・立会い状況
- (テ) 運転操作前の事前点検や交代時の引継ぎ実施状況
- (ト) 運転マニュアル・危険物取扱いマニュアル等の遵守状況
- (ナ) 工事中における連絡調整と作業標準の遵守状況
- (ニ) 消火設備の設置状況
- (ヌ) その他

<移動タンク貯蔵所関係>

- (ネ) 危険物取扱者の乗車及び危険物取扱者免状の携帯
- (ノ) 関係書類（「完成検査済証（原本）」、「定期点検記録表」、「品名、数量又は指定数量の倍数の変更届出書」、「譲渡又は引渡の届出書」）の積載
- (ハ) タンク本体のさび止め塗装剥離、変形・損傷の有無
- (ヒ) 空車時、積載時におけるタンク固定ボルトの締めつけ状況
- (フ) 安全装置の引火防止網めづまり等、機能不良の有無
- (ヘ) 底弁の閉止状況
- (ホ) 接地導線の断線等、機能不良の有無
- (マ) 注油ホースの損傷・導通不良の有無
- (ミ) 消火器の点検実施状況及び腐食・機能不良等の有無
- (ム) 危標識及び品名・数量等の表示の損傷・不鮮明の有無
- (メ) その他

(3) 点検の記録等

各施設ごとに別表1「日常点検記録表」に記録し、記録は次回定期自主点検までの間保存すること。

また、点検記録表の記載方法については、点検結果及び措置内容を効果的に維持管理に反映させるため、次の記載例を参考に記載すること。

*以下、法定点検・定期自主点検についても同様の取扱いとする。

<点検結果の記載例>

○ 不備なし

△ 不備なし（監視及び点検の強化が必要）

- 例)・補修の必要性を確認するため詳細な点検が必要と判断した場合
・外面腐食等がみられ、継続的な監視強化が必要と判断した場合
・補修の必要はないが、具体的に点検強化が必要と判断した場合

*詳細な点検の実施結果（点検日時、点検方法を含む）については、点検表に具体的に記載すること。また、監視及び点検強化が必要な項目については、次回点検時に前回点検時からの経過状況を具体的に記載すること。

× 不備あり

5 定期自主点検実施基準

(1) 点検を必要とする製造所等

法第11条の規定により、完成検査を受けたすべての製造所等とする。

(2) 点検基準等

ア 点検者

当該製造所等で危険物の取扱い作業に従事し、点検の方法に関する知識及び技能を有する危険物取扱者又は危険物施設保安員とする。

ただし、危険物取扱者の立会いを受けた場合は、点検の方法に関する知識及び技能を有する危険物取扱者以外の者が点検を行うことができる。

*消火設備等の点検は、別記1「危険物施設に係る消火設備等点検要領」による。

イ 点検期間

製造所…… 1回/1ヶ月

取扱所…… 1回/1ヶ月

貯蔵所…… 1回/3ヶ月

消火設備等……別記1「危険物施設に係る消火設備等点検要領」による。

*休止施設のうち法定点検が必要なものについては、次回法定点検までの間、定期自主点検を行わないことができるものとする。また、休止施設のうち法定点検を必要としないものの定期自主点検の点検期間は、1回/1年とすることができるものとする。

(3) 点検要領等

ア 点検方法が目視以外の項目で、接地抵抗値の測定、安全弁の作動確認等、点検に機器等の使用が必要な項目及び装置機器を停止しなければ出来ない機能試験等の項目については、年1回以上（法定点検時等に実施で可）実施すること。

イ 別表2「定期点検記録表」において、点検方法が「目視」となっているものについては、点検を実施する者が自らの目視によるときと同等以上の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等以上の情報が得られる方法等）で代替しても差し支えない。この場合において、点検表中の措置内容欄に代替方法で実施した旨を記載するとともに、用いた画像（動画を含む）を保管すること。なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等に基づく飛行計画書、自主行動計画を予防規程に基づく文書（添付書類等）に位置付けること。

ウ 地下埋設配管を有する施設で、法定点検のかからない施設については、「法定点検実施基準」に準じ、地下埋設配管の漏れの点検を実施すること。

エ 第三種の固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所で、法定点検のかからない施設については、「法定点検実施基準」に準じ、泡消火設備の泡の適正な放出を確認する一体的な点検を実施すること。

オ 危険物1,000kℓ未満の屋外貯蔵タンクの内部開放検査等は、別に定める「堺市危険物屋外タンク貯蔵所の点検基準」により実施すること。

(4) 点検の記録等

点検の記録は、別表2「定期点検記録表」の施設に応じた様式に記録し、点検表の作成に当たっては当該施設の実態に応じ、点検項目を削除し、又は追加する

等効果的に実施すること。また、記録表は3年間保存すること。

6 法定点検実施基準

(1) 点検を必要とする製造所等

法第14条の3の2の規定に基づき定期的に点検しなければならない製造所等とする。

(2) 点検基準等

ア 点検者（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第62条の6）

危険物取扱者又は危険物施設保安員（※1）が行うこと。ただし、危険物取扱者の立会いを受けた場合は、危険物取扱者以外の者（規則第62条の5の2から規則第62条の5の4の点検は、告示で定める点検の方法に関する知識及び技能を有する者（※2）、規則第62条の5の5の点検は泡の発泡機構、泡消火薬剤の性状及び性能の確認等に関する知識及び技能を有する者（※3）に限る。）が点検を行うことができる。

※1 当該製造所等で危険物取扱い作業に従事している者が望ましい。

※2 一般財団法人全国危険物安全協会が開催する地下タンク等定期点検実施制度及び移動貯蔵タンク定期点検実施制度による技術者講習を修了した者は、知識及び技能を有するものとして取り扱うこと。

※3 危険物保安技術協会が開催する屋外タンク貯蔵所の泡消火設備の一体的な点検に係る講習を修了した者は、知識及び技能を有する者として取り扱うこと。

イ 点検期間

(ア) 危険物製造所等の定期点検（規則第62条の4）・・・1回以上/1年

(イ) 地下貯蔵タンクの漏れの点検（規則第62条の5の2第2項）

○完成検査（設置・交換）を受けた日から15年を超えないもの
○危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止するための措置を講じたもの } ...1回以上/3年

○上記以外のもの ...1回以上/1年

(ウ) FRP外殻の漏れの点検（規則第62条の5の2第2項）

・・・1回以上/3年

(エ) 地下埋設配管の漏れの点検（規則第62条の5の3第2項）

○完成検査（設置・交換）を受けた日から15年を超えないもの
○危険物の漏れを覚知しその漏えい拡散を防止 } ...1回以上/3年

するための措置を講じたもの

○上記以外のもの・・・1回以上/1年

(オ) 移動貯蔵タンクの漏れの点検（規則第62条の5の4第1項）

・・・1回以上/5年

(カ) 屋外タンク貯蔵所の泡消火設備の一体的な点検（規則第62条の5の5）

・・・1回以上/1年

* (イ)～(エ)の点検で、漏れの点検期間の延長が認められた施設（別記3「休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長に関する要領」参照）を除く。

(3) 点検要領等

法定点検に基づき行わなければならない点検については、次によること。

ア 消火設備等関係

別記1「危険物施設に係る消火設備等点検要領」参照

イ 地下貯蔵タンク及び地下埋設配管関係

別記2「地下貯蔵タンク等点検実施要領」

ウ 移動タンク貯蔵所関係

別記4「移動貯蔵タンク点検実施要領」参照

エ 屋外タンク貯蔵所関係

別記5「屋外タンク貯蔵所の泡消火設備の一体的な点検実施要領」及び「堺市危険物屋外タンク貯蔵所の点検基準」参照

(4) 点検の記録等

点検の記録は、別表2「定期点検記録表」の施設に応じた様式に記録し、点検表の作成に当たっては当該施設の実態に応じ、点検項目を削除し、又は追加する等効果的に実施すること。

なお、保存期間は次による。（規則第62条の8）

ア 屋外貯蔵タンクの内部開放検査・・・26年

* 規則第62条の2の2第1項第1号及び第2号に規定する保安のための措置が講じられており、あらかじめ市町村長に届け出た場合は30年とする。

イ 移動貯蔵タンクの漏えい点検・・・10年

ウ 上記以外の点検・・・3年

(5) 定期自主点検の準用

法定点検の対象施設で、前記5「定期自主点検実施基準」に基づく点検を実施している場合は、法定点検を実施したものとする。

7 点検結果の措置

点検により判明した不備欠陥事項は、その原因を明らかにするとともに、速や

かに適切な補修等の改修を行うこと。なお、改修に際しては、関係規程による許可、届出等の必要な手続きを行うこと。

8 点検結果の確認

製造所等の危険物保安監督者、所有者等は、危険物取扱者等が実施・記録した点検結果を確認するとともに、適正な指示指導を行い、不備欠陥事項の内容及び措置結果等を記録させ、以後の点検及び危険物施設の維持管理に反映させること。

9 点検に係る安全確保

点検の実施に当たっては、消防法その他の関係法令で定められた事項を遵守するとともに、事故防止に努めること。

附 則

この指導指針の改正は、平成26年3月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この指導指針の改正は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この指導指針の改正の際、この指導指針による改正前の堺市製造所・貯蔵所・取扱所の定期点検等に関する指導指針の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この指導指針による改正後の堺市製造所・貯蔵所・取扱所の定期点検等に関する指導指針の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附 則

この指導指針の改正は、令和3年6月17日から施行する。